

## 「とくしまオンリーワンLED製品」認証制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「とくしまオンリーワンLED製品」認証制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき、認証制度の実施にあたって、必要な事項を定める。

### (認証の申請)

第2条 要綱第5条の規定により認証を受けようとする者は、次の書類を徳島県LEDバレイ構想推進協議会会長（以下「会長」という。）へ提出するものとする。

- ・「とくしまオンリーワンLED製品」認証申請書（様式第1号）
  - ・「とくしまオンリーワンLED製品」認証申請調書（様式第1号別紙）
  - ・「とくしまオンリーワンLED製品」認証申請に係る誓約書（様式第2号）
  - ・申請製品に関する資料（技術説明書、※試験成績書、認定書等の写し）
  - ・参考資料（会社案内、製品パンフレット等）
- ※試験成績書は、対象製品に応じ、別表1のうち事務局が指定する試験を工業技術センターで受けた測定結果とする。

### (認証審査会)

第3条 要綱第6条の規定により設置する認証審査会は、徳島県LEDバレイ構想推進協議会地域ブランド化部会及び産業振興部会の会長、副会長で構成する。また、必要に応じアドバイザーとしてLED関連技術の知識を有する者の出席を求めることができる。

2 認証審査会における審査に係る認証基準は、次のとおりとする。

項目	基準
①独自性・新規性	既存の製品と比較し、特長や使用効果等の面で、独自性や新規性があること。
②市場性	市場や顧客ニーズに対応した製品であり、対象とする市場における成長性、将来性が期待できること。
③品質・信頼性	製品の生産管理、品質保証体制が整っているほか、安全性も確保されていること。

### (現地調査)

第4条 会長は、要綱第5条の規定により申請があった場合、現地調査を行い、その結果を認証審査会の審査に付するものとする。

2 現地調査は、新未来産業課、工業技術センター、（公財）とくしま産業振興機構等で行い、とりまとめは、事務局である新未来産業課が行う。

(現地調査項目等)

第5条 現地調査項目及び項目ごとの主たる担当は次のとおりとする。

現地調査項目	主たる担当
1 申請製品の独自性・新規性に関すること	
①技術、アイデアなどの新規性	工業技術センター
②既存製品と異なる点などの優位性	
③申請製品に関する特許等の取得状況	新未来産業課
2 申請製品の市場性に関すること	
①販売見込などの市場性	(公財) とくしま 産業振興機構
②想定される使途見込	
3 申請製品の品質、信頼性に関すること	
①生産の形態、場所、設備	新未来産業課
②品質保証、品質管理体制	
③特性・信頼性に関する試験データ	工業技術センター
4 その他	
①申請製品について、県、国、市町村等の公的支援等の状況	新未来産業課
②その他特記事項	

(認証及び登録)

第6条 認証審査会は、第2条の規定による申請内容について、別表1「とくしまオンリーワンLED製品」性能基準【2019年基準】への適合状況及び現地調査結果を考慮し、認証の可否を判定するものとする。また、必要に応じ、申請製品の提示及び申請者からの説明を求めることができるものとする。

2 会長は、前項の結果認証された場合には、申請者に対して「とくしまオンリーワンLED製品」認証通知書(様式第3号)により通知するとともに、「とくしまオンリーワンLED製品」認証書(様式第4号)を交付する。また、認証製品のうち、国際規格ISO/IEC17025に適合した全光束測定試験の成績書を有する照明製品については、「とくしまオンリーワンLED製品」認証書【英語版】(様式第5号)を併せて交付する。

3 会長は、認証されたLED製品について、その製品名、住所、会社名、代表者名、認証番号、認証項目、認証期間、認証年月日の内容を登録する。

4 会長は、第1項の結果認証されなかった場合には、「とくしまオンリーワンLED製品」審査結果通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(変更の届出)

第7条 受証者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7号により、変更内容を直ちに会長に届け出なければならない。

(1) 認証製品の製品名を変更したとき。

(2) 受証者の会社名、代表者名、住所を変更したとき。

(認証後の支援内容)

第8条 認証後の支援内容は次のとおりとする。

- ・「とくしまオンリーワンLED製品」認証書を交付
  - ・「とくしまオンリーワンLED製品」認証マークの使用権を付与
  - ・県が登録を行った「LED王国」及び「LEDバレイ徳島」の商標使用権を付与
  - ・ホームページなど各種媒体により、認証を受けた企業等及び認証製品を広く情報発信
  - ・各種展示会等への出展支援
  - ・その他、認証製品の販路拡大につながる支援
- 2 国際規格ISO/IEC17025に適合した全光束測定試験の成績書を有する照明製品については、前項に加え、次のとおり支援するものとする。
- ・認証期間を6年に延長
  - ・「とくしまオンリーワンLED製品」認証書【英語版】を交付
  - ・「とくしまオンリーワンLED製品」認証マーク【英語版】の使用権を付与

(その他)

第9条 徳島県LEDバレイ構想推進協議会は、本制度で認証した製品により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何に問わずこれを負わない。

- 2 特許権、意匠権、商標権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性に関する責任は、認証を受けた当該事業者が負うものとし、法令違反等不正な行為があった場合には、認証を取り消す場合がある。
- 3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

## 「とくしまオンリーワンLED製品」性能基準【2019年基準】

製品の種類	認証項目(試験内容)	基準
照 明	①全光束測定	◇全光束測定結果 一定の省エネ・光束性能を持ち、固有エネルギー消費効率が次の要件を満たすこと 〔投光器及び防犯灯を除くLED照明器具〕 ア 別表 2-1 に示された基準を満たすこと イ 別表 2-2 に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること 〔投光器及び防犯灯〕 別表 3 に示された基準を満たすこと
	②配光測定	◇配光測定結果 製品の用途に適した配光特性を持つこと
	③光源色測定	◇光源色測定結果 平均演色評価数Raが 80 以上であること ただし、ダウンライト、高天井器具、投光器及び防犯灯の場合は、平均演色評価数Raが 70 以上であること
その他 (照明を含む)	④高調波抑制性能測定	◇高調波抑制性能測定結果 製品の用途に適した高調波抑制性能を持つこと
	⑤妨害波抑制性能測定	◇妨害波抑制性能測定結果 製品の用途に適した妨害波抑制性能を持つこと
	⑥耐雷サージ性能測定	◇耐雷サージ性能測定結果 製品の用途に適した耐雷サージ性能を持つこと
	⑦雑音電力性能測定	◇電力変動抑制性能測定結果 製品の用途に適した電源線発生妨害波抑制性能を持つこと
	⑧光出力フリッカ抑制性能測定	◇光出力フリッカ抑制性能測定結果 製品の用途に適した光出力フリッカ抑制性能を持つこと
	⑨温度サイクル信頼性能測定	◇温度変化発生時環境性能測定結果 製品の用途に適した温度変化発生時信頼性能を持つこと
	⑩耐振動性能測定	◇耐振動性能測定結果 製品の用途に適した振動耐久性能を持つこと
	⑪耐熱衝撃性能測定	◇耐熱衝撃性能測定結果 製品の用途に応じた耐熱衝撃性能を持つこと
	⑫分光放射照度測定	◇各種性能測定結果 製品の用途に応じた光学性能を持つこと

※認証項目(試験内容)①は、照明製品認証の必須条件とし、固有エネルギー消費効率の基準は、グリーン購入法における国の「環境物品等の調達に関する基本方針」を踏まえた「徳島県グリーン調達等推進方針」(本方針の重点調達物品「照明器具」に係る判断基準「表 1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 1 (投光器及び防犯灯を除く。)」、「表 1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 2 (投光器及び防犯灯を除く。)」及び「表 2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準」)に基づき設定する。

※「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。

※「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。

別表 2-1 固有エネルギー消費効率の基準値 1 (投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	144 lm/W以上
昼白色	
白 色	
温白色	102 lm/W以上
電球色	

- 備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112 (蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分) に規定する光源色の区分に準ずるものとする (別表 2-2 及び別表 3 において同じ。)
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。
- 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 114 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 96 lm/W以上とする。
- 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 156 lm/W以上とする。

別表 2-2 固有エネルギー消費効率の基準値 2 (投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120 lm/W以上
昼白色	
白 色	
温白色	85 lm/W以上
電球色	

- 備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 95 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 80 lm/W以上とする。
- 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130 lm/W以上とする。

別表3 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105 lm/W以上	80 lm/W以上
昼白色		
白色		
温白色	90 lm/W以上	対象外
電球色		